

日司連発第 1015 号  
平成 24 年 (2012 年) 9 月 21 日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会  
会長 細 田 長 司

**セコムパスポート for G-ID 司法書士電子証明書の  
発行手数料の取扱いについて (お知らせ)**

初秋の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成24年3月23日付日司連発第2572号にて通知した標記の件につき、先般セコムトラストシステムズ株式会社 (以下「セコム社」という) からその取扱いを変更したい旨連絡を受けました。

そこで連合会において検討した結果、下記のとおりとすることといたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮ですが、貴職から貴会会員に対し、この旨ご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

現在、セコム社では、次のケースについて発行手数料を請求しないこととしています。

- ① 電子証明書をダウンロードしたが、不具合により使用できず取消した場合
- ② 電子証明書の受領書が30日以上返送されず電子証明書を取消した場合
- ③ 電子証明書のダウンロードを行っていない場合

さらに本年2月5日に提供したツールの不具合による影響を鑑み、大量発行期間中 (本年1月10日～7月末日) に発行した電子証明書については、特例として、次の事由等による取消の場合等でも、電子証明書を利用していないことをセコム社が確認できれば、上記①に該当するものとみなし、発行手数料の請求をしないこととしています。

〈特例〉

- ・ 電子証明書を誤って削除した、保管場所が分からなくなった
- ・ PIN コード (パスワード) を紛失したので取消した
- ・ 電子証明書の発行を受けたが今後使用する予定がない

今般、不具合により電子証明書が使用できないという報告がないことから、本年10月末日で上記特例の取り扱いを取り止めることとし、大量発行期間中に発行した電子証明書であっても、11月1日以降に前記事由により取消した場合は、発行手数料がかかることとなりますのでご了承ください。